

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 令和元年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組にも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、法律専門家である弁護士・司法書士と地方公共団体・福祉機関等の職員とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々の抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスでは、このような取組の重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている常勤弁護士に大きな期待がかかると考え、この事業への取組を充実させてきた。令和元年度における具体的取組としては、平成26年度に策定した司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえて、常勤弁護士による業務説明会を積極的に開催するなどして関係機関との連携を強化し、司法ソーシャルワークにおける経験豊かな常勤弁護士が他の常勤弁護士に1対1でノウハウなどについて個別指導をする実地研修などを行ったほか、地方事務所の職員も交えて各地域の司法アクセスに関する課題や課題の解消方法について意見交換するワークショップを実施した。

今後も、司法ソーシャルワーク事業の拡充に向けて、さまざまな取組を行っていく予定である。

(3) 被災地での活動

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）が特定非常災害に指定された際には、被災地に赴任する常勤弁護士が被災者相談援助の担当者となるなどの活動をした。

4-2 業務の概要

常勤弁護士がその重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼すること」に困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法的サービスの提供を行っている。司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談の実施などを行っている。

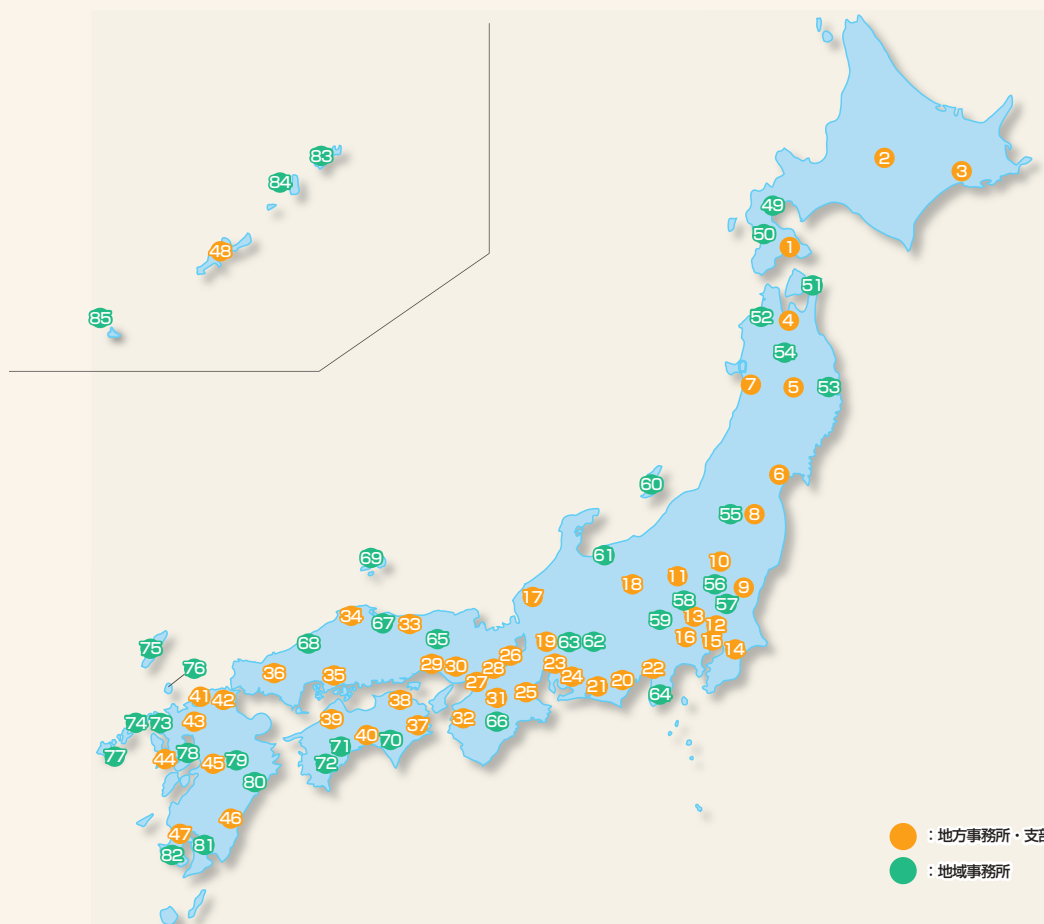
4-3 常勤弁護士の配置

（1）配置

常勤弁護士は、令和2年3月31日現在、合計201名となり、資料4-1のとおり、合計85か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（令和2年3月31日現在）

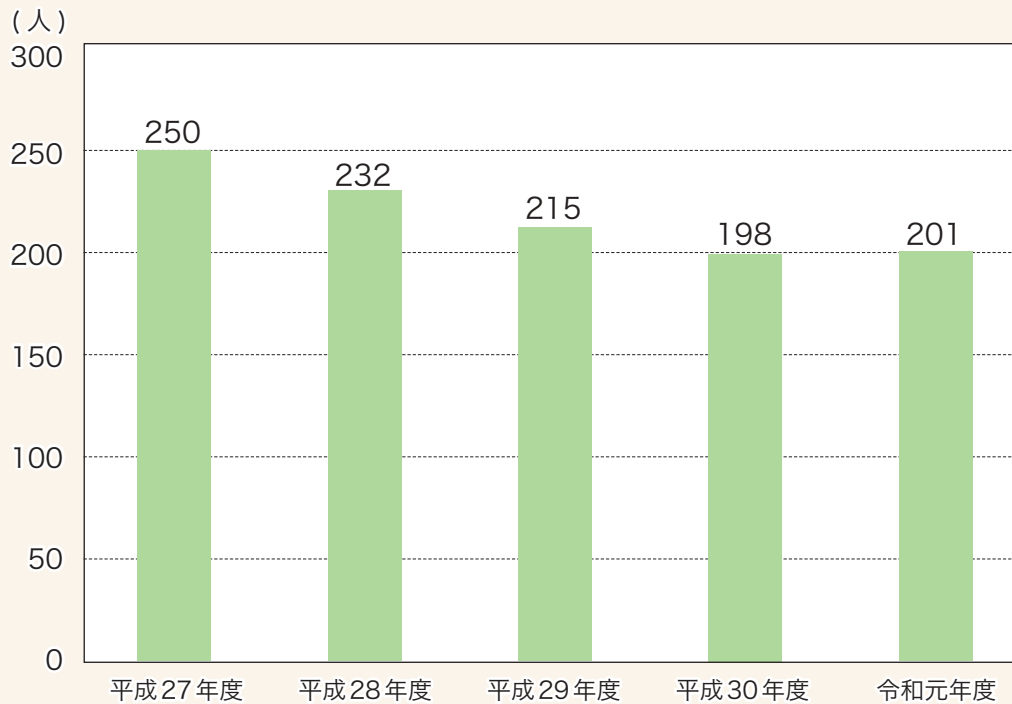


地方事務所（41か所）・支部（7か所）			
1 函館地方事務所	2 旭川地方事務所	25 三重地方事務所	2
3 釧路地方事務所	4 青森地方事務所	26 滋賀地方事務所	4
5 岩手地方事務所	6 宮城地方事務所	27 大阪地方事務所	7
7 秋田地方事務所	8 福島地方事務所	28 京都地方事務所	3
9 茨城地方事務所	10 栃木地方事務所	29 兵庫地方事務所	2
11 群馬地方事務所	12 埼玉地方事務所	30 兵庫地方事務所阪神支部	4
13 埼玉地方事務所川越支部	14 千葉地方事務所	31 奈良地方事務所	2
15 東京地方事務所	16 東京地方事務所多摩支部	32 和歌山地方事務所	2
17 福井地方事務所	18 長野地方事務所	33 鳥取地方事務所	1
19 岐阜地方事務所	20 静岡地方事務所	34 島根地方事務所	2
21 静岡地方事務所浜松支部	22 静岡地方事務所沼津支部	35 広島地方事務所	4
23 愛知地方事務所	24 愛知地方事務所三河支部	36 山口地方事務所	1
		37 徳島地方事務所	1
		38 香川地方事務所	4
		39 愛媛地方事務所	2
		40 高知地方事務所	2
		41 福岡地方事務所	5
		42 福岡地方事務所北九州支部	2
		43 佐賀地方事務所	2
		44 長崎地方事務所	1
		45 熊本地方事務所	2
		46 宮崎地方事務所	2
		47 鹿児島地方事務所	1
		48 沖縄地方事務所	5

地域事務所（37か所）			
49 八雲地域事務所	2 江差地域事務所	68 浜田地域事務所	2
50 むつ地域事務所	1 鰯ヶ沢地域事務所	69 西郷地域事務所	1
51 宮古地域事務所	1 鹿角地域事務所	70 安芸地域事務所	2
52 会津若松地域事務所	1 下妻地域事務所	71 須崎地域事務所	2
53 熊谷地域事務所	2 牛久地域事務所	72 中村地域事務所	2
54 秩父地域事務所	3 佐渡地域事務所	73 佐世保地域事務所	2
55 中津川地域事務所	2 魚津地域事務所	74 平戸地域事務所	1
56 可児地域事務所	1 延岡地域事務所	75 対馬地域事務所	1
57 下田地域事務所	3 福岡山地域事務所	76 沓岐地域事務所	1
58 南和地域事務所	2 倉吉地域事務所	77 五島地域事務所	1
59 鹿屋地域事務所	1 指宿地域事務所	78 雲仙地域事務所	2
60 奄美地域事務所	1 徳之島地域事務所	79 高森地域事務所	1
61 宮古島地域事務所	3 宮古島地域事務所	80 延岡地域事務所	1
62 宮古島地域事務所	1 宮古島地域事務所	81 鹿屋地域事務所	1
63 宮古島地域事務所	1 宮古島地域事務所	82 指宿地域事務所	1
64 宮古島地域事務所	1 宮古島地域事務所	83 奄美地域事務所	1
65 宮古島地域事務所	1 宮古島地域事務所	84 徳之島地域事務所	1
66 宮古島地域事務所	1 宮古島地域事務所	85 宮古島地域事務所	3

（注） 熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その契約期間を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

この制度により、令和元年度は23名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、令和元年度には常勤弁護士採用案内のパンフレットを改訂した上、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生などを対象として、募集要項などとともに配布し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する説明会を実施している。

司法修習生からの常勤弁護士を確保するため、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行い、引き続いて、令和元年度には、採用情報等に関する就職説明会を合計10回開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会や大学生向けのイベントへの参加や法科大学院などの講義に常勤弁護士を派遣し、各地の法律事務所では事務所訪問の受入れを可能とするなど、常勤弁護士の業務内容などを周知するための活動を行った。

また、法曹として一定の実務経験を有する弁護士等からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士の募集案内を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内のURLを常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞った情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

さらに、常勤弁護士への関心を促すために、法科大学院生を対象とした業務説明会を合計16回開催し、司法研修所における選択型実務修習に参加して各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの学生を広く受け入れ、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

その他、法テラスのホームページ及び法律・法務求人サイトにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

以上に加えて、令和元年度には、市民向けに常勤弁護士の存在を周知するためのポスターを作成し、各地の地方事務所や法科大学院等に配布した。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

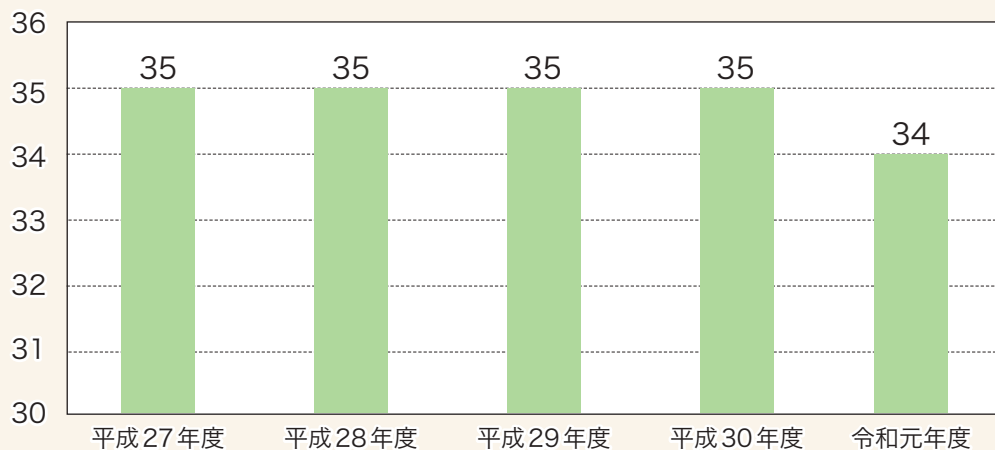
そこで、司法過疎地域事務所は、地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、また各地の弁護士会・地方公共団体など地域関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

平成31年3月31日に八戸地域事務所を閉鎖したため、令和元年度の司法過疎地域事務所の設置数は34か所となった。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

(地域事務所数)



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で経験豊かな常勤弁護士からノウハウなどを学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士のさらなる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習修了直後に採用した法テラス法律事務所へ赴任前の新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の勤務契約の期間に合わせ、期間終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法を学ぶ研修などを実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和2年1月16日～17日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、法テラスの業務、扶助・国選・受託の手続、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室について、ビジネスマナー、傾聴スキル、業務上の注意事項について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス
令和元年8月29日～30日 令和2年2月13日～14日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、弁護士倫理、裁判官の立場から見た弁護活動、先輩弁護士の体験談・質疑応答
令和元年11月14日～15日	【常勤弁護士赴任前研修】 マネジメント研修、後見業務研修、扶助・国選・有償事件の手続、法律事務所職員との関わり方、赴任手続、各種規程と手続

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
令和元年7月25日 令和元年11月29日	【裁判員裁判事例研究研修】 取調べ対応、量刑資料（分析・引用）、主張立証・証拠収集（動機経緯、成育歴、精神障害の影響等）、情状鑑定、無罪を主張している場合の弁護等
令和元年9月27日	【裁判員裁判専門研修】 公判前整理手続における予定主張明示、量刑弁護等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
令和元年5月23日	【考課者研修】 マネジメント研修（講義・ロールプレイング・グループワーク等）
令和元年9月11日～12日	【パーソナリティ障害対応研修】 精神的問題を抱える当事者への対応、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション等
令和元年10月24日～25日	【常勤弁護士赴任2年目業務研修】 ケーススタディ労働実務、労働事件事例研究、刑事研修、プレゼンテーション研修等

2 ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
令和元年5月17日	外国人問題（関東Bブロックと合同開催）

関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
令和元年5月17日	外国人問題（関東Aブロックと合同開催）
令和元年10月18日	生活困窮者の自立支援の現状について、司法ソーシャルワークの実践例

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
令和元年7月4日～5日	母子家庭、子ども、生活困窮者らを取りまく法律問題（中国ブロックと合同開催）

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
令和元年10月30日～31日	事例報告・検討（成年後見等事件の処理、司法ソーシャルワークの実践、法律事務所の運営と取組、裁判員裁判について等）

中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根

実施日	研修内容
令和元年7月4日～5日	母子家庭、子ども、生活困窮者らを取りまく法律問題（近畿ブロックと合同開催）

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
令和元年5月17日～18日	法テラス地方事務所の司法ソーシャルワーク、成年後見支援センターの設立運営及び市民後見人の養成、事例報告及び意見交換（刑事施設収容者からの法律相談及び事件受任）

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・山形・岩手・秋田・青森

実施日	研修内容
令和元年5月31日～6月1日	刑務所及び刑務支所の見学、施設職員による講義、施設職員との意見交換並びに質疑応答、各法律事務所による業務報告
令和元年11月22日～23日	被災地における法律支援業務、被災地施設の見学等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
令和元年6月14日～15日	国際人権法から見た日本の精神医療、強制入院と司法アクセス

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOBなどを専門員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。さらに、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどし、かつ、赴任1年目の常勤弁護士及び1人事務所に赴任している常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室ともに、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。